

天竜区協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成18年浜松市規則第77号)第6条の規定に基づき、天竜区協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、原則として委員による指名推薦とする。ただし、協議によりその他の方法を定めることができる。

(会長等の辞任及び委員の補充)

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

2 委員は、辞任しようとするときは、会長を経て市長に辞表を提出しなければならない。この場合において、会長又は副会長の職にある者が辞任しようとするときは、前項の承認をあらかじめ得なければならない。

3 委員に欠員が生じた場合には、欠員となった委員が属する地域協議会から委員を補充するものとする。

(会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(協議会の会議の招集等)

第5条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、あらかじめ日時、会場及び議事を各委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の議事)

第7条 会長は、会議の議事について決定する。

2 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、天竜区役所区振興課において処理する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。